

岩手県告示第746号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の規定により、次のとおり収用又は使用の手続の開始をする旨起業者岩手県から申立てがあった。

平成30年10月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 事業の種類 一般国道342号改築工事（白崖工区・岩手県一関市花泉町涌津字下吉田地内から同市花泉町永井字三本木地内まで）
- 2 収用の手続を開始する起業地 岩手県一関市花泉町涌津字下吉田並びに永井字南小茂、字大沢田、字西狼ノ沢、字内之目及び字東狼ノ沢地内
- 3 使用の手続を開始する起業地 岩手県一関市花泉町永井字大沢田、字西狼ノ沢及び字東狼ノ沢地内
- 4 収用又は使用の手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所 一関市役所